

令和 3 年度
気仙沼市内海水浴場の開設に係る
感染防止対策ガイドライン

令和 3 年 6 月
気仙沼市産業部観光課

1 趣旨

宮城県内において令和3年4月5日から「まん延防止等重点措置」が要請され、翌月11日に解除されたものの、新型コロナウイルス感染症の感染リスクは今後も抑えていかなければならない状況にあります。

宮城県内は今夏開設をしない予定の海水浴場が大半であり、本市の海水浴場を開設した場合、市域内外から来場者が本市に集中し、感染症のリスクが高まる「密集」・「密接」・「密閉」の状態となる恐れが大いにあります。

したがって、今夏の海水浴場は感染防止対策を徹底した開設が必要となるため、海水浴場を開設する場合、運営管理者及び海の家出店者、来場者、その他関係者が本ガイドラインに示す項目を厳守するものとし、これを守ることができない状況に陥った場合は、直ちに開設を中止するための基準をここに示します。

2 基本的な考え方

海水浴場は、オープンエアで自然換気がありますが、海水浴場や関連施設等に多くの人が集まり、密な環境が生じることにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まることが問題になります。

このような海水浴場の特性を理解した上で、感染防止対策の徹底をするため、以下の項目を示します。

3 感染防止対策 厳守項目

1) 海水浴場における運営管理者が行う感染防止対策

- ・ソーシャルディスタンスの確保、体調不良の方々への来場自粛、手指消毒、飲食時の黙食、アルコール類の飲酒の禁止、泳いでいるときのマスク着用、ごみの持ち帰りについて、場内放送により1時間に1回以上の呼びかけを行うとともに、巡回して注意喚起を行うこと。
- ・監視員（ライフセーバー等）や駐車場誘導員等、スタッフの健康状態管理を徹底し、不調と思われるスタッフには、従事をさせないこと。また、熱中症に注意したうえで、マスクやフェイスシールド等を備えさせること。
- ・トイレ、シャワーなどのドアノブや蛇口等をこまめに消毒すること。また、施設に消毒用アルコール等を設置し、来場者に手指消毒の徹底を促すこと。
- ・救護者に対して適切な応急措置を行うとともに、万が一に備え、救護者の情報（氏名、連絡先等）を記録し、疫学調査ができる体制を整えること。
- ・本ガイドラインを掲示するなどして、来場者へ周知すること。

2) 海の家出店者が行う感染防止対策

- ・海の家内が密集とならないよう、椅子やテーブルの間隔を広く保ち、ソーシャルディ

- スタンスの確保ができる利用人数を明記し、これに基づき、利用制限を設けること。
- ・利用者が順番を待つ際には、並ぶ間隔を示す目印を設置し、前後に十分なスペース確保を徹底させること。
 - ・飲食の際には黙食を徹底させること。また、アルコール類の提供は行わないこと。
 - ・現金収受は、非接触となるようにコイントレイなどを利用すること。
 - ・席では真正面の配置を避けるため、パーティション(アクリル板等)を設けるなど、飛沫感染対策を講じること。
 - ・椅子やテーブルなど、利用者が触れる部分はこまめに消毒を行うこと。また、施設内に消毒用アルコール等を設置し、利用者に手指消毒の徹底を促すこと。
 - ・万が一に備え、利用者名簿を作成し、疫学調査ができる体制を整えること。

※必要事項：住所（地番は不要）、苗字（名前は不要）、携帯番号

※団体やグループの場合は代表者のみの情報で可

- ・従業員等の健康状態管理を徹底し、不調と思われる従業員には、従事させないこと。
また、熱中症に注意したうえで、マスクやフェイスシールド等を備えさせること。
- ・うきわ、パラソル等を貸し出す場合、使用毎に消毒を徹底すること。
- ・直接顔や口に触れるゴーグルやシュノーケル等の貸し出しは行わないこと。
- ・発生するごみは、密閉保管を徹底し、適切に処分すること。
- ・本ガイドラインを掲示するなどして、利用者へ周知すること。
- ・本ガイドラインのほか、宮城県が策定した「選ぶ！選ばれる！！みやぎ飲食店コロナ対策認証基準」に準ずること。
- ・接触確認アプリ COCOA のインストールを呼びかけること。

3) 海水浴場来場者が行う感染防止対策

- ・(海水浴場へ行く前に) 体温測定、健康状態を確認し、体調がすぐれない場合、海水浴場へ行かないこと。
- ・ソーシャルディスタンスを確保し、遊泳時以外はマスクを着用すること。また、遊泳中においても大きな声を出さないこと。
- ・食事の前、海の家やトイレ、シャワー等の施設内に入るときなどは消毒用アルコールを使用して、手指消毒を行うこと。
- ・食事の際には、黙食とすること。また、アルコール類の飲酒はしないこと。
- ・施設に並ぶ際には、前後に十分なスペースを確保すること。
- ・ほかの海水浴来場者や近隣住民へ感染を拡げないよう、ごみは持ち帰ること。
- ・上記のほか、ライフセーバー等監視員が行う、感染防止対策及び海水浴場安全対策等の注意喚起指示に素直に従うこと。これに従えない場合、速やかに海水浴場から立ち去ること。

4 海水浴場中止判断の基準

- 1) 宮城県内において緊急事態宣言の発令、または、まん延防止等重点措置により、不要不急の外出の制限が要請された場合。
- 2) 上記の厳守項目が守られず、海水浴場の感染症リスクが高まり、多くの来場者の安心安全が保たれなくなった場合。

5 その他

このガイドラインで定めるもののほか、国や県等が示す制限及び要請等に準ずるものとする。